

メタバースを活用した「佐渡島の金山」の
新たな魅力発信コンテンツ制作による佐渡ファン獲得事業
プロポーザル実施要領

令和6年3月

佐渡市

1. はじめに

佐渡市（以下、本市という）は、令和6年7月の「佐渡島の金山」世界文化遺産選定を見据え、メタバースを活用した「佐渡島の金山」の新たな魅力発信コンテンツ制作による佐渡ファン獲得事業について、公募型プロポーザル方式による委託業者の選定を実施する。本公募の委託契約は令和6年度第1回(2月)佐渡市議会定例会における予算成立を前提とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

メタバースを活用した「佐渡島の金山」の新たな魅力発信コンテンツ制作による佐渡ファン獲得事業業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 納入場所 佐渡市役所本庁舎

(3) 運用開始日 令和6年7月22日（月）※段階的稼働も可能とする

(4) 提案上限額 11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

本件にかかる提案価格は、制作するコンテンツの令和6年度末までのランニング費用を含めること。

3. 提案を求める内容

概要は下記の通り。詳細は仕様書を確認のこと。

- (1) 「佐渡島の金山」構成資産に関する、江戸時代の再現をテーマにしたVRコンテンツの整備
- (2) VRコンテンツ上での収益化に係る機能、VRコンテンツを活用した収益化モデルの提案等の独自提案
- (3) VRコンテンツ制作に要する費用、R6年度末までのランニング費用（利用料、保守管理含む）
- (4) R8年度末までのランニング費用（利用料、保守管理含む）※提案上限金額外で構わない

4. 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

- (5) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成 16 年 3 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 市税及び国税の滞納がない者であること。
- (7) JISQ27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）または ISOQ15001（プライバシーマーク：個人情報保護マネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (8) VR コンテンツ制作の受注実績を有していること。

6. 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者を失格とする。

なお、受託予定者として決定した後には、その者とは契約を締結せず、次点の受託候補者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後には、その者との契約を解除し、次点の受託候補者と改めて契約を締結することとする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合。
- (2) 実施要領に規定する提出方法、提出先、提出期限及び提出様式並びに記載上留意事項に示す条件等に適合しないと認められる場合。
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかった場合。
- (4) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたもの同一若しくは類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

7. 提出書類等

(1) 提出書類

| No | 名称 | 留意事項 |
|----|--------------------------------|------------------------------------|
| 1 | プロポーザル参加申請書（様式 1） | 参加申請後に辞退する場合は「参加辞退届」（任意様式）を提出すること。 |
| 2 | 会社概要書（様式 2） | |
| 3 | 実績届調書（様式 3） | |
| 4 | 質問書（様式 4） | |
| 5 | 暴力団等の排除に関する誓約書（様式 5） | |
| 6 | 提案書・見積書、 | 提案書・見積書は任意様式。 |
| 7 | JISQ27001 または ISOQ15001 の認証の写し | |

(2) 日程等

| 概要 | 実施期間または期日 | 内容 |
|-------------|-------------------|--------------------------|
| 公示 | 令和6年3月21日 | |
| 参加申込期限 | 令和6年3月29日(金)17時必着 | 書類No1~3、5の提出。 |
| 質問書提出期限 | 令和6年3月29日(金)17時必着 | 書類No4の提出。 |
| 質問に対する回答期日 | 令和6年4月3日(水)17時必着 | 期日までに参加事業者全員へ電子メールで随時回答。 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和6年4月10日(水)17時必着 | 書類No6、7の提出。 |
| プレゼンテーション審査 | 令和6年4月17日(水) | 持ち時間各社1時間程度。 詳細は別途通知。 |
| 審査結果通知 | 令和6年4月18日(木)以降 | 電子メールで通知。 |

(3) 提出先・提出方法

以下、事務局宛に原則PDF形式にて電子メールで提出の上、電話にて到着確認を実施すること。メール件名は「【会社名】【概要名】メタバースを活用した「佐渡島の金山」の新たな魅力発信コンテンツ制作による佐渡ファン獲得事業」とすること。

例：件名「【〇〇商事】【参加申込】メタバースを活用した「佐渡島の金山」の新たな魅力発信コンテンツ制作による佐渡ファン獲得事業」

事務局：〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市総務部総務課デジタル政策室デジタル推進係

担当：椎

Tel：0259-63-5139 E-mail：r-digital@city.sado.niigata.jp

8. 審査基準

審査は、メタバースを活用した「佐渡島の金山」の新たな魅力発信コンテンツ制作による佐渡ファン獲得事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において行う。選定委員会は、提案が仕様書に基づくものであるかを以下の観点に基づき総合的な評価を行う。

| 観点 | 評価内容 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容点 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の理解度、実施方針 ・提案の独自性、具体性 ・事業者の強み、類似業務の履行実績の有無 ・人員体制、実施スケジュール、実施手法 ・コンテンツ制作による魅力発信/佐渡ファンの獲得の期待効果 |
| 価格点 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る費用の妥当性 ・次年度以降の見込みランニング費用の妥当性 |

総得点が最も高い業者を事業予定者とする。ただし、最優秀者(事業予定者)が契約を締結しない時、

又は、本業務の遂行に支障があると判明し契約を締結しない場合については、次点の事業者と協議を行うこととする。

なお、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。また、提案者は審査結果について異議の申し立てをすることはできない。

9. 企画提案書作成要領

(1) 提案書

(ア) 提出書類の様式は、原則 A4 版横長横書きとする。用紙枚数は、表紙・目次を除き 20 ページ以内とする。(イ) 基本要件（制作するコンテンツの完成イメージを含む）、VR コンテンツ上での収益化に係る機能または VR コンテンツを活用した収益化モデルの提案等の独自提案、工程表、実施体制、システム構成、システム機能、セキュリティ対策、非機能要件（稼働時間、バックアップ体制、システムダウン時の復旧時間目標等）、運用保守の体制・サービスレベルを含めること。

(ウ) 専門的知識を有しない者に対する配慮を行い、専門用語や語句等については、説明文を添える等の工夫をすること。

(エ) コンテンツ利用に際するユーザー側に必要な操作を正確に記載すること。

例：アカウント作成、メールアドレスの登録、クレジットカード情報の登録等。

(2) 見積書

(ア) 見積書の積算根拠が分かるよう、費用内訳を詳細に記入すること。

(イ) 見積りを求める範囲は、以下のとおり。

- ① コンテンツ制作費用及び初期構築に係る費用
- ② 仕様書外の独自提案内容に係る費用
- ② R6 年度末までの利用料及び保守費用
- ③ R8 年度末までのランニング費用（利用料、保守管理含む）※提案上限金額外で構わない
- ⑤ その他、本業務に要する全ての経費

(3) その他留意事項

- ① 本件において公表等が特に必要と認められる場合には、本市は提案書の一部又は全部を使用できるものとする。
- ② 見積価格が異常に低い場合等、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合は、提案者から説明を求め、合理的理由がないと認められた場合は、選定を留保する。

10. 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合がある。

(ア) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

(イ) 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

(エ) この実施要領に定める手続以外の方法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合

(2) 提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

- (3) 提出書類等の返却はしない。
- (4) 書類提出後の提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は受け付けない。

11. その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及びその他の守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 提案書等の作成のため本市が配布した資料等は、本市の許可なく公表、又は使用してはならない。
- (3) 本プロポーザルへの参加にあたり、参加者に生じた損害等については、本市は一切その責を負わないものとする。
- (4) 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、審査は行うものとする。
- (5) 公正な選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止する場合がある。
- (6) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、優先交渉権の資格を取り消し、指名停止等の措置を講ずる場合がある。
- (7) 参加申請書の提出後に提案を辞退する場合には、辞退する旨及び辞退理由を明記し、電子データ（任意様式）の提出によって行うものとする。
- (8) 契約予定者と交渉し、随意契約により請負契約を締結する。ただし、契約予定者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない場合は、次点の者と交渉する。
- (9) 公正な選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止する場合がある。

【担当部署】

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市総務部総務課デジタル政策室デジタル推進係

担当：椎

Tel : 0259-63-5139 E-mail : r-digital@city.sado.niigata.jp